～ 会員と地域のための商工会に ～

商工さくらがわ

令和５年１月発行
桜川市東桜川１－21－1
桜 川 市 商 工 会
会 長 皆 川 光 吉
商工会員数 1,320 名

年頭所感

桜川市商工会
会長 皆川光吉

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、当会の運営に深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

商工会は、地域に密着した総合経済団体として、中小・小規模事業者様への経営指導、各種支援をはじめ、地域振興事業に積極的に取り組み、地域商工業の振興発展と地域の活性化に努めております。

昨年を振り返ると、ロシアのウクライナ侵攻による物価高、新型コロナウイルス感染症においては、３年も続いている中、世界経済が戦後最悪の危機に直面しており、極めて深刻な状況となっております。

このような中、国や県、市が講じた各種支援策の実行に当たっては、商工会に訪れた数多くの事業者等の相談に対し、各種支援金の申請支援や従業員の雇用確保対策など、伴走型支援の実施により身近な相談窓口として機能を発揮しているところであります。

昨年は、３年ぶりに会員親睦事業であります会員旅行を11月15日・16日に行うことができました。

今後も商工会は、会員の皆様が個々に直面している課題、ニーズに応えられるよう、役職員一丸となって各種事業に取り組んでまいりますので、さらなるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、商工会会員の皆様並びに関係各位にとりまして、今年が明るく希望に満ちた一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

背景：富谷山ふれあい公園展望台（岩瀬地区）より撮影した初日の出

インボイス制度が始まります！！

令和５年10月１日からインボイス制度が始まります。（登録申請は既に始まっています）
インボイス制度はほぼ全ての事業者に影響があるといわれています！
今回はそんなインボイス制度について解説していきます。

そもそもインボイスって何？

インボイスとは、取引のときに売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）のことを指します。買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入税額控除を受けられません。
（本則課税の場合）

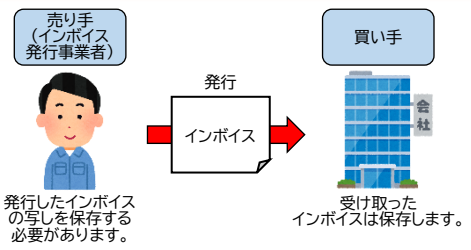

どんな請求書なの？

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の３つを追加記載したものになります。

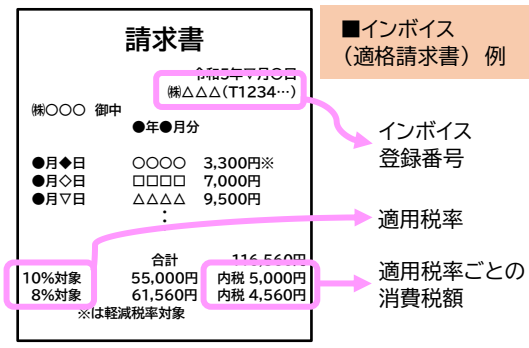

免税事業者からの仕入税額控除ができなくなる！？

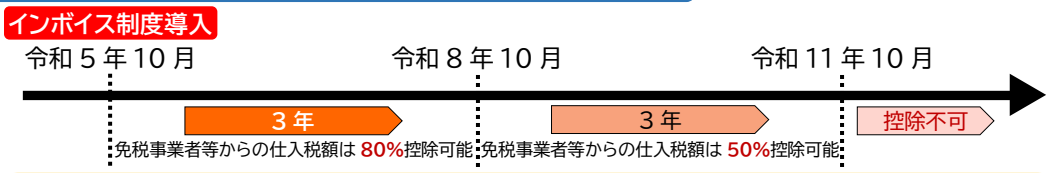

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。
ただし、当初の６年間は、一定割合を仕入税額控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

インボイス制度　登録フローチャート

インボイス発行事業者になるためには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、令和５年３月31日までに登録申請を済ませる必要があります。
（困難な場合、令和５年９月30日まで登録申請書の提出が猶予されます）
現在、免税事業者の方については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下記のチャートのような選択肢が考えられます。登録しない場合には、自社の取引にどういう影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。

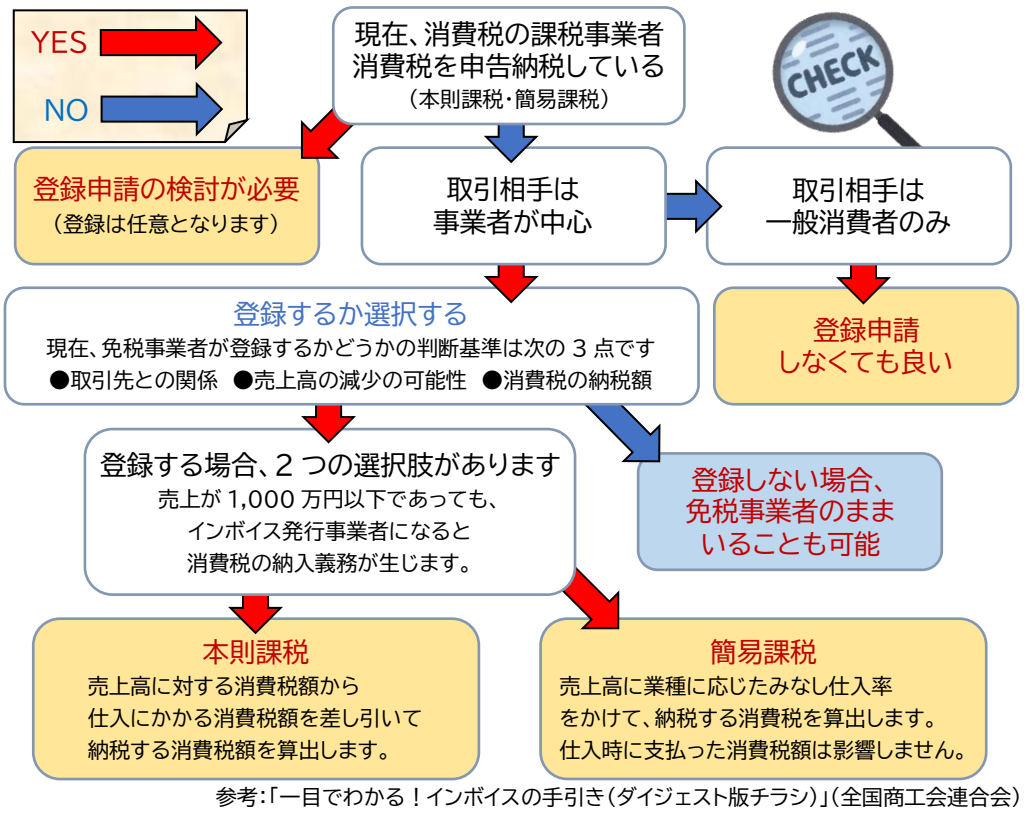

参考：「一目でわかる！インボイスの手引き（ダイジェスト版チラシ）」（全国商工会連合会）

６商工会共同出展で需要開拓支援を実施「Food Style JAPAN 2022」

９月28日・29日、「Food Style JAPAN 2022（東京ビッグサイト）」に茨城県内６商工会で共同出展し、当会では経営発達支援事業にて経営計画策定を実施する２事業所が出展した。専門家からの出展前セミナー（集団個別）により、展示手法と商談までの効率を十分に高めたことで、バイヤーとの商談も進み、多くの引合い、取引につなげることができた。

↑茨城県
ブースの様子

←出展した
２事業所の商品

日帰り会員旅行

「銚子電鉄と東国三社巡り」会員37名が参加

去る11月15日（火）・16日（水）の２日間に、会員37名が参加し、新型コロナウイルスの影響で、実に３年ぶりとなる日帰り会員旅行を実施しました。

旅行当日は早朝の出発とは思えない溌溂とした笑顔とともに、「銚子電鉄と東国三社（鹿島神宮・香取神宮・息栖神社）巡り」の旅へ出発しました。

昼食は、海鮮料理が待つ「一山いけす」へと向かいました。お店の目の前には太平洋が広がっており、絶景を眺めながら美味しい料理を堪能しました。

今回の旅行ではご利益にあずかりながら、充実した一日を過ごせたと参加者の方々から声をかけて頂きました。桜川市商工会としても、今後もこのような会員サービスを実施していきたいと思います。

11月15日（火）参加者

11月16日（水）参加者

女性部活動レポート

◆「いばらきレディースカレッジ」に参加しました！◆

女性部では、例年茨城県商工会女性部連合会主催による、部員の資質向上を目的として行われる「いばらきレディースカレッジ」に参加しました。今年は 3 講座を予定し、第 1 講座はフリーアナウンサーの宮本隆治氏を講師にお迎えし実施されました。宮本氏は元 NHK アナウンサーで、「ゆとり・ユーモア 帰りは元気！」をテーマに、事業を営む上で大切なコミュニケーションについてご講演いただきました。講演ではアナウンサー業で培ってきたノウハウなどを、ユーモアを交えながら楽しく学ぶことができ有意義な時間となりました。レディースカレッジでは、今後も部員の資質向上を目指し学びの場を提供していきます。ご興味のある方は、ぜひ、商工会までご連絡ください。

壇上で講演する宮本氏

参加した女性部員の方々

◆今後のスケジュール◆

1 月 19日	レディースカレッジ第2講座
2 月　1日	レディースカレッジ第3講座
2 月　7日	主張発表会

※女性部では、新規部員の募集をしております！
女性部活動の体験もできますので、お気軽にお問い合わせください！

青年部活動レポート

◆夏休み子ども映画まつり　開催◆

青年部では、令和３年度、今年度８月14日と新型コロナウイルスの影響で 2 度にわたって延期となっていた「夏休み子ども映画まつり」を 10 月 15 日に桜川市総合運動公園野外ステージにて開催いたしました！
ステージ上に特設スクリーンを設置し、大画面にて「スポンジ・ボブ　スポンジ・オン・ザ・ラン」を上映しました。そして、映画まつりのフィナーレとして 50 発以上の花火を打ち上げ、秋の夜空を彩りました。
打ち上げ地点より約 110mという非常に近い距離で打ちあがる花火を前に、会場では多くの歓声が上がりました。

当日は市内の子供たちを中心に、約 500 名を超える来場者にお越しいただき、大盛況を収めることができました。
青年部では、今後もこのような活動を通して企業の発展や地域振興に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

下館法人会桜川地区会
令和5年度税制改正に関する提言活動

一般社団法人下館法人会桜川地区会（川那子地区会長・田口税制委員）は、11 月 24 日に桜川市役所を訪ね、大塚秀喜市長へ「令和5年度　税制改正に関する提言活動」を行いました。この活動は、毎年改正される法人企業への税制に対する建設的な意見を法人会が取り纏め、各市町村長へ提言書を提出する事業です。

確定申告

商工会では「感染症3密対策」として今年も**予約制**にて対応致しますので、お早目のご予約をお願い致します。

（1）商工会支援期間

令和5年1月中旬～3月10日
（予約制にて対応）

※上記期間中にお預かりした書類の
　下記⑵対応準備のため

（2）税務署受付期間

令和5年2月16日～3月15日
（提出期限）

珠算検定

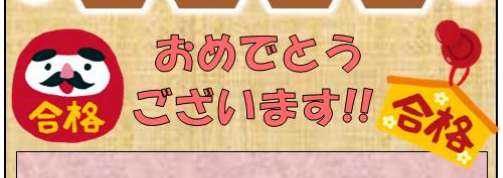

第207回
（令和4年11月20日実施）

〈3級合格〉
阿久津　乃愛　さん

（次回）第208回
（令和5年2月19日実施）
場所:桜川市大和中央公民館

納　税　相　談

税理士による納税相談を実施いたします。(予約制)
税に関する相談等がございましたら、ご活用ください。

◆ 岩瀬事務所　（計3日）
2月9日(木)・20日(月)・3月6日(月)

◆ 真壁事務所　（計3日）
2月21日(火)・3月3日(金)・10日(金)

＊全ての日程相談時間：10:00～15:00
（1コマ1時間程度）

新規加入

NO.	事業所名	代表者名	事業内容	地区
1	リラクゼーションサロン Riang	山崎　潤子	リラクゼーション・エステサロン	明日香
2		深谷　英美	化粧品販売	大国玉
3	菊興業	菊池　力斗	土木工事・ソーラーパネル設置	門毛
4	Naomi's Salon	山崎　奈緒美	エステサロン	下泉
5	㈱さくら菓子本舗	齋藤　悦夫	菓子製造販売	真壁町飯塚
6	中野源三石材	中野　源三	石材加工	真壁町白井
7	将軍	清水　実	看板取付工事・草刈り・除草剤散布・太陽光管理	真壁町塙世
8	㈱富田工務店	井川　淳	住宅建築	真壁町飯塚
9	ajuga	福田　美果	美容室	岩瀬
10	㈱F・ロード	笹澤　美千代	縫製	真壁町桜井
11	手作りキッチン＆カフェ ママごはん	藤浪　修	飲食店	真壁町飯塚
12	レストランがらしあ夫人	古沢　律夫	飲食店	御領
13	小嶋電気管理事務所	小嶋　和博	電気設備保安管理	池亀
14	みやび興業	谷島　雅昭	土木建築	西小塙
15	ファミリーマート桜川塙世店	田中　光代	コンビニエンスストア	真壁町塙世

令和４年10月までに新たに左記事業所が加入しました！
（敬称略）

要チェック！！電子帳簿保存法改正

◆電子帳簿保存法ってなに？◆
各税法で原則紙での保存が義務づけられている**帳簿書類について**一定の要件を満たした上で**電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。**電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく下記の3種類に区分されています。

～電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～

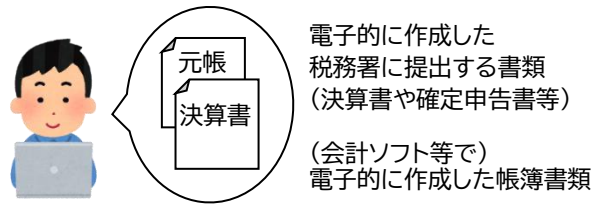

電子的に作成した
税務署に提出する書類
（決算書や確定申告書等）

（会計ソフト等で）
電子的に作成した帳簿書類

電子的に作成した帳簿や書類をデータのまま保存することが可能
紙に印刷して保存する手間が不要になる
➡適用は任意

紙の請求書・領収書

スキャナ
読み取り

スマホで
写真を撮る

紙で受領したり発行したりした書類を画像データとして保存することが可能
紙の請求書・領収書を保存する手間とスペースが不要になる
➡適用は任意

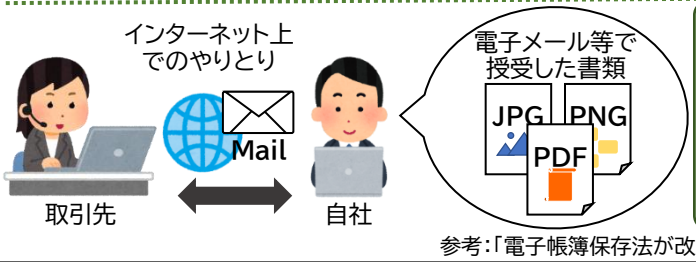

電子的に授受したり送信したりした取引情報をデータで保存する必要がある
➡令和６年１月１日からすべての法人・個人事業者が対象（義務化）

参考：「電子帳簿保存法が改正されました」（国税庁、令和３年５月）